

村づくり懇談会議事録(第2回目)

開催日時:令和3年11月27日(土)
午後2時00分～午後3時10分
開催場所:山形村農業者トレーニングセンター
2階 ふるさと大ホール

藤沢企画振興課長

お待たせしました。定刻になりましたのでただいまから村づくり懇談会を始めさせていただきます。本日の全体の進行を務めます役場企画振興課長の藤沢洋史と申します。よろしくお願いいたします。

例年ですと、この懇談会については、各地区の公民館で開催をさせていただいておりましたけれども、今年度からはトレーニングセンターの方で開催をするということと、あとより多くの方にご参加をいただける事、いただきたいという事で、会場での参加の他に Zoomを活用したオンラインでの参加というもの準備をさせていただきました。初めての試みでありますので、準備が行き届かない点等あると思いますけども、ご容赦いただきたいと思います。それから今日の懇談会は、村の方で記録用として、写真撮影等させていただいております。ご理解のほどお願いしたいと思います。

それでは開会を山形村副村長赤羽孝之より申し上げます。

赤羽副村長

皆さんこんにちは。ただいまから、2021村づくり懇談会を開会いたします。

藤沢企画振興課長

はい。開会にあたりまして、山形村長本庄利昭よりご挨拶を申し上げます。

本庄村長

こんにちは。今朝の大変寒い朝でございまして、山形でも清水高原では積雪が2センチほどあったというそういう状況でございます。今日こういった形での行政懇談会ではありますけども、日頃は村民の皆さんからは本当に行政の運営にそれぞれの立場からご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げるところでございます。

この懇談会は地域の課題それからまた日頃感じていることの様々なご意見、ご提案をいただく中で市政運営の参考にさせていただいている。そういった趣旨で開催をさせていただいております。例年ですと、それぞれの地区へというようなことで、どうしても例年に倣ってというような傾向になりまして、懇談会の進め方などもだいぶ形骸化しているという面もございました。またデジタル化ということもございますので、そういった時代の流れにも対応できるように、そんなことを考えて今回見直しを行い、新しい形での村作り懇談会を企画させていただいたという経過でございます。

本日の懇談会前半では、村民の皆さんからホームページを通じて応募いただいたテーマについて、環境問題、また子育て支援についての意見交換を行います。後半では、その他の行政課題について自由にご意見ご質問をいただく予定になっております。

村の行政サービスを向上させるためには、主役であります村民の皆さんの率直なご意見をお聞かせいただき、常に事務・事業の見直しを図ることが必要なことだと考えております。今回の新しい村作り懇談会が住みよい住みがいのある山形村に向けての第一歩となるよう、活発な意見交換の場となりますことをお願い申し上げまして開会にあたりましての挨拶といたします。本日は大変ご苦勞様ですよろしくお願いたします。

藤沢企画振興課長

はい。それでは本日はですねお手元にお配りをさせていただいております資料に沿って、テーマごとに担当課長より村の政策についてご説明をさせていただきます。その後、その項目ごとに質疑というような形で取らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。なおオンラインでのご参加の皆さんには、資料は画面の方で共有をさせていただくという形を取らせていただきます。お願いたします。

それでは、一つ目のテーマでありますけれども環境対策に関することとして、野焼きそれから野良猫への餌付けというところを、住民課長中川からそれから風食については産業振興課長、村田より説明をよろしくお願いたします。

中川住民課長

こんにちは。住民課長の中川俊彦と申します。今お話がありました最初今日の一つ目のテーマということで環境対策についてということです。個別に野焼きとそれから餌付けについてということとさせていただいておりますけれども、その前に、あの村の環境対策全般についてというようなことでもってお話をさせていただきます。失礼ですが着座にて説明をいたしますよろしくお願いたします。

村では今年の3月に、向こう3年間今年も含めてですけども、3年間の環境への取り組みというようなことを定めた第4次山形村環境基本計画というものを作りました。策定をいたしました。こう

いったもので、A 4の物で30ページほどのものでありますけども、それまで100ページを超える細かな計画だったんですが今回は3年間という短期的な計画であるということと、手作りによる計画というようなことでもって、職員、私どもでもって汗をかいて存在をいろいろ調査しまとめた計画であります。これを本日の資料にいくつかページを抜粋して紹介してございますのでそのお話をさせていただきます。今日の資料の表紙の部分にですね早速基本計画が載っております。山形村の山と青空と、それから入道雲ですけども、表紙にいたしまして、その下にですね、『ずく出して守る環境おらが村』と掲げております。ちょっと泥臭いコメントですけども、環境への取り組みこれはゴミの減量にしても今日の野焼きみたいな話にしてもそうですけど、対策としては1人1人がちょっと、みんなずく出せば何とかなっていくようなこと改善していくようなことがほとんどであります。そんな意味を込めて、村民一人一人が少しずつずく出して自分たちのものを守っていこうという強いメッセージを込めたものであります。

めくっていただきまして2ページ3ページ、本日の資料の2ページ3ページの部分になります。ここには、山形村のですね、現状ということで非常にいくつかの河川、主要河川が汚れていると、ゴミが散らかって汚れている、あるいは道路や山にしても不法投棄ですとかポイ捨てが平気で行われて、非常に汚れているというような現状を載せてあります。その次4ページ5ページにはですね、では、ということで、私達が日常生活の中で取り組むゴミ減量、あるいは資源化に関すること、それからゴミステーションの利用について、みんなで気持ちよく使うためにゴミ袋はちゃんと名前を書きましょうとか、分別をしっかりとしましょうといったようなこと。あるいは、村民の皆さんに環境問題についていろんな興味知識を持っていただくというようなことで、勉強の機会を、様々な勉強の機会を提供したいということが書かれております。その中で子供たちへの環境教育の充実、それから大人の皆さんには、勉強というよりは、ゴミ処理の施設ですとか、リサイクルの施設ですとか、今時のゴミ処理問題の現場の施設を見学していただくなどして、普段なかなか触れることのできない環境学習の場を作っていきたいというようなことを述べております。

それから、その次のページ、6ページですね。6ページには山形環境チャレンジカレンダーというような丸い1年のスケジュールを示したものを載せました。これは1年を通じて村行政もそうですし、村民、個人の皆様方も何か環境保全活動の挑戦をしていただきたいというようなことで作ったものであります。例えば春と夏にはさっき言った散らかった河の掃除をしようというようなことを考えました。それから夏、7月には外来植物であるアレチウリの駆除を集中的にやろうというようなことを書いております。また、秋と冬にはですね、先ほども申しましたがいろんな形で住民の皆さんに、環境を学ぶ場を提供しようというようなことを書いてございます。6月、我が家のこれ1チャレンジ月間ということで、これ何でもいいんですけど、何でもいいんですけど、お父さんお母さん子ども達、あるいは仲間で、今月1ヶ月間は環境についてこんなことを徹底してやってみようと、そんな月間を設定しようといったようなことをお示したものであります。

それから、7ページにはですね、環境川柳というのがそこにダーッとありますけども、この環境基本計画の趣旨一つはですね、住民参加型っていうのがありまして、なかなかこういった計画ってのは目を通していただくことができないもんですから、皆さんにもちょこっとお手伝いをいただいて、環境に関する川柳を寄せていただこうということで募集をしましたところ、50を超える川柳が集まりました。非常に年齢層も幅広くお寄せいただきまして、ユニークなものがたくさんいただいたわけですけども、それを紹介してございます。

そして、8ページ、最後にはこの裏表紙になるわけですけども、ずくを惜しまぬ行動がきっと事態を変えていく、ずくは地球を救うというようなフレーズで締めくくっております。これ冗談ではなくてとても大切なことだというふうに確信をしてつけたフレーズであり裏表紙であります。この計画は製本はしておりませんで、村のホームページから自由に取っていただくことができますので、30ページほどの見やすい計画になっておりますのでぜひまたホームページご覧いただいて、こんなことを皆さんでちょっと確認をしていただきながら3年間、また行政の大環境への取り組みにお付き合いいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

さて次にですね、個別にいただいたご意見から、まずは野焼きについてということでお話をさせていただきます。資料は今の裏表紙のところの下9ページですね、野焼きを考えるとということからそれ以降になります。ごく一般的な話から大変恐縮になってしまいますが、俗に野焼きと言っている行為について、これは皆様ご案内のように畑とか空き地、それから自宅の敷地にですね、など、野外で、屋外で廃棄物を燃やすことをというふうに言われております。これは現在では一部の例外、一部の例外を除いてやってはいけませんよということで、法律で禁止されています。ちょっと思い出していただきたいんですけど、平成の10年前後、今から20年ちょっとぐらい前までは、ご家庭のゴミっていうのは、それぞれの庭で多分燃やしてたと思うんですね、ドラム缶ですとかブロックを四角く積んで簡易な焼却を作って、それで燃やしていたと思うんですけども、今はそれが法律で規制をされているということになります。20年ぐらい前の話なもんですから、当時それを当たり前に行っていた皆さん、が今ですね、野焼きを常習する、あるいは抵抗なくそういうことをしているという皆さんについては、若者の、若い人たち世代よりも、むしろ少し年齢の高い高齢の皆さんが多いということが言えると思います。傾向として言えると思います。

そういうふうに家庭のゴミを庭で焼くことが当たり前だった時代、そういった過去の習慣を改めるという意識がなかなか高まってこない、薄いというようなものが現状だというふうに思っております。役場にもですね、こういったことに関する通報ですとか、苦情は年を通していくつも寄せられてまいります。そのような時には、直ちに職員の現場に居出向きまして、その状況を確認して、これは適切でない焼却・野焼きであるというように判断した場合には、速やかにその火を消していた

だくこと・消火していただくこと、それから今言ったようなお話をさせていただいて、注意をしていただくといったような指導をしているという状況であります。

先ほど、野焼きは禁止なんだけども一部の例外がありますよっていうお話をさせていただきました。今度その例外について少し話させていただきます。例外はどんな例外があるかっていうと全部で5つあるんですけども、これも法律に乗っかっていることをで恐縮ですけども、1つは国とか自治体が、業務の上で必要に応じて行う場合というようなことで、例えて言えば、海岸ですとか、河川の管理の責任のあるその自治体であり国が流木など撤去のために行うような焼却。

2つ目に、災害の場合ですね、災害が起きたときに緊急的に行われるものというようなことで、現場での危険回避、ですとか安全確保のために支障木とか、あと廃材になってしまったようなものを焼却するような場合。

それから3つ目に、地域の行事、それから宗教ですとか文化といった部分での催し物催事の場合ですね。わかりやすく言うと三九郎ですとか、それから松本でもありますけどもいろんな火祭りのようなものがこれに当たるかと思えます。

それから4つ目になりますが、農業とか林業を営む上でやむを得ず行う焼却という風に言われております。これがご想像の通りであります、農業生産物の茎葉、茎とか葉っぱとかツルですね。ですとか、あるいは田んぼで土手焼きとか、それからわらくずを片付けで焼却するような場合などがこれにあたります。こういった農業地域の山形村ですので、こういったことに関するお話というのは時々話題になってまいります。

それから最後5つ目ですけども、日常生活の中で行われる落ち葉焚きなどごく軽微な、ごくごく軽微な焚き火。それからキャンプファイヤーですとか、焼肉の火ですとかね、ゴミの焼却とはまた目的が違う別の目的で行われるようなもの。こういったものについては、例外というようなことで認められています。例外といいますか、一部例外としてその禁止の網から外れているということでもあります。ただ、例外とは言いましても当然火出ることですし、煙も出る事ですし、臭いも出ることですので、基本的には周辺の住民の皆さんに迷惑がかからないようにと、言うまでもなくですけども、最善の注意が必要であります。これはこの今例外の規定にあたる当事者の皆さんにはくれぐれも守っていただきたいというふうに思っております。いずれにしても環境保全について、今のこの時代というのは十分な配慮が求められる時代です。

いろんな立場の方いらっしゃると思いますけども、どのような立場の方もみんながそういった意識を高く持っていただいて、さっき言った規制される部分の焼き、規制される部分の野焼きは絶対にしないように気をつけていただきたい、というふうに切にお願いをしたいところでございますし、村からも引き続き注意喚起をしまいたいと考えております。

続いて野良猫への餌付けであります。本日の資料にも猫の写真が載っておりますけども、その年によって今年は野良猫が多いなとか少ないなとか、狐にやられちゃったかなっていうことは時々話題にもなることですが、これ山形に限ったことではありません。全国的にいろんな問題になってることではありますけども、飼い主のいない猫に餌を与えることをです、これ自体を絶対に駄目だよっていうふうに禁止しているっていう決まり・法律は基本的にはありません。

今日もご指摘を頂いているんですけども、その餌付けの行為が直接的に、あるいは間接的に周囲のその環境を悪化させて、結果的にその周辺住民の皆さんが大変な迷惑を被ると、そういった状況になっているっていう場合、これは、ご本人はどう思うか分かりませんが、それは皆さんにしてみれば、大変迷惑を受けるわけで、餌を与え側の方には、大変失礼ですけども、それは無責任な行為と言われて仕方がないことだと思います。もちろんこれは厳に慎むなければならないことだと思います。

法律では、周辺住民の皆さんがさっき言った大変な迷惑をこうむっているっていうふうに認められる場合には、県知事が、県知事がその権限として、指導とか助言ができるっていうふうに書いてあります。理論上といいますか理屈上といいますか、行政ができる行動というのはここまでの範囲ということになろうかと思えます。そうは言ってもですね、村としましては広報とか回覧文書などで、時折周知をすることとしておりますし、こういったお願いもしております。しかし餌やりとか、野良猫を家の周りで面倒見ながらってというのは、お年寄りとかので、気分的なものはあるのかもしれませんが、なかなか止まないというのが現状であり大変悩ましい点であります。

また、餌付けとはちょっと別になるんですけども、最近もっと多いんですけど、路上で、道端で猫が轢かれてるっていうことが、たまたまといいますかよく見られます。ここ2日3日でも二、三匹役場で猫回収してきました。1個はハクビシンだったみたいですけど、そんなようなことがちょくちょくあるんです。ですから、やっぱ個体数は多いんだろうということは思うんですが、そういった道で轢かれている猫ですとか、あと捨て猫がある、家で飼いきれずにどっかに捨てるみたいな、捨てねこの通報。それから「自分家で飼っている飼い猫がいなくなっちゃったけど知りませんか?」「役場で何か連絡ありませんか」というような飼い主さんからの問い合わせなど、猫に関する情報とか通報ってというのが後を絶たないんですね。年々によっても違うんですけど、現在も大比較的多く役場に寄せられます。

元々日本の猫の飼い方ってというのが、実績に、放し飼いのような形でもって、行って来いよって言ったら、今日は来なんだ、明日は来なんだっていうことが多くて、なかなか管理しづらいという事もあるんですけども、そうは言ってもこの飼い猫であれば飼い主さんの責任を持った飼育をお願いをしたいということと、それから飼い猫ではない猫に、不要に接触をしないということ徹底をしてほしいということ、保健所からもアドバイスをしていただいているところであります。

2つ申し上げましたけども、野焼きにしてもこの猫の餌付けにしても、根本はやはりそれぞれの意識の問題ということになりますので、行政でどうしても強制的に、こうっていうようなことがなかなかできないのが現状ですけども、今後もそういったことをですね、皆さんに強くお願い・指導・注意をしてまいりたいと思っております以上です。

村田産業振興課長

こんにちは。産業振興課長の村田と申します。代わりまして私から風食についてご説明したいと思います。着座にて失礼いたします。

資料の16ページをご覧くださいと思います。風食を考えるということで、簡単な資料ですけども、こちらで用意をさせていただきました。まず、風食とか、砂嵐と申しますと、春先のこの地域特有の現象でありまして、毎年、テレビや新聞等でも話題になるキーワードというふうになっております。春の風物詩などと悠長なことを言っていられればいいんですけども、近頃は、洗濯物が外に干せない日常生活面での支障ですとか、また、営業活動、生産活動、また交通障害、もう先が見えないと、車で通っても先が見えないといった、障害も起きております。山形村村民の皆様であれば、一度は見聞きしたことがある現象かというふうに思います。

次の17ページです。風食の要因はと、そういうページです。ご覧の写真ですけども、山形村の東原地籍の写真になります。ちょうど東側から西側の集落の方を撮った写真になりますが、もう集落が全く見えないような状況、先が見えない状態であります。

私の記憶の話なんですけども、この風食がいつ頃から始まったかなっていうふうなことをちょっと考えてみたんですが、私の小学生の頃ですので、だいたい昭和50年代には、多かれ少なかれ発生していたのではないかとというふうに記憶をしております。ただし、今みたいな、この大規模のものではなかったというふうに思います。私の子供の頃は本当に先ほど言った初春の風物詩なんて言われていただきます気がしますけども、それが時代が変わるに従ってですね、平成・令和と変わるに従って段々段々と、住民の皆さんにとって迷惑な現象へと変貌してきているような気がいたします。

次の18ページです。風食の要因ということで、三つほど上げております。

一つ目ですけども、地域特有の土質ということで、いわゆるこの近辺の土質がですね、火山灰土というふうにも言われておりますけども、山形村を含めまして、この周辺特有の土の質がですね、冬の間この寒暖の繰り返しですね、これによりまして、段々段々水分が奪われてって、表土がパウダー状になって細くなってそれが折からの強い風にあおられて、舞い上がるということです。

そして二つ目ですけども、村特有の農業の栽培体系が挙げられると思います。山形村の特産の長いも、また、葉洋菜ですね。こうしたものが中心の体系であるために、冬の間はどうしても畑に何

も植わっていない状態になってしまう、そして表土が剥き剥き出しになってしまうということが二つ目。

それと三つ目ですけども、地球温暖化の影響が考えられます。これについてはしっかり調べてはいないんですけども、近年地球全体の平均気温が上昇しているということ、また、冬季間の降雪が非常に最近少ないということですね。畑が冬の間、雪で覆われない時期が非常に多くなっています。

以上この三つが主な要因ではないかというふうに思われます。

次、19ページになります。村の風食予防対策はということではありますが、この写真ですけども、圃場に緑肥麦を植えてある写真になります。風食の発生時期にですね、このような何らかのものが植わっているとですね、風食の発生をかなり抑えられると思うものと思われます。

次の20ページです。風食対策事業ということでは三つほど村の事業は挙げておりましたが、二つですね。二つ挙げておりますけども、一つ目が、緑肥の購入費の補助事業ということで、農家の方から適期に麦を撒いていただいて、土の舞い上がりを抑制するという事業であります。これについては、村が補助金を出して取り組んでおります。

二つ目ですけども、風食注意情報の提供ということで、村のケーブルテレビで提供しております気象データをもとに、風食の有無や規模を予測して、事前の注意情報発信するというものになります。大規模な風食が起きるときには村の告知放送を使って、住民の皆さんへ事前周知をしておりますし、この期間中ですね、1月～5月の一番起きる期間中は、ホームページ上でも情報を流しております。

次の21ページになります。この写真は清水寺から村を、山の上から撮影した写真になります。非常に大規模な風食のときの写真になっております。風食対策として、村独自の取り組み以上のようなことをしておるんですけども、もはや山形村だけの問題ではないというのが現状であります。

松本市、塩尻市、朝日村、山形村の松本南西部と言われている地域の中で、風食を防止するための協議会も立ち上がっております、この地域での共通の課題というふうにもなっております。

村では、平成29年に風食防止対策協議会委員を立ち上げてまして、様々な取り組みをした経緯もありますが、実際にはですね、大きな成果に結びついていないのが現状となっております。

今後は村独自の新たな取り組みに加えまして、例えば先ほど言った、松本市南部地域の市村同士がもっともっと広い枠組みで知恵を出し合って取り組む必要もあるのかなというふうに思われます。そうしないと、なかなか無くなっていかない、抑制ができていかない現象なのではないかなという思いがいたします。風食についての説明簡単でございますが、説明は以上となります。

藤沢企画振興課長

続きまして二つ目のテーマになります子育て支援に関することとして放課後児童の居場所作りと子育て支援の充実ということについて、子育て支援課長堤と教育政策課長小林の方からご説明をさせていただきます。

堤子育て支援課長

皆さんこんにちは。子育て支援課長の堤岳志と申します。

二つ目のテーマであります子育て支援に関することにつきまして、本日は、放課後児童の居場所作りと子育て支援の充実という二つについてご説明をさせていただきます。資料の方は、22ページからになりますのでよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

現在山形村で実施しております放課後に子供たちが過ごすための居場所となる事業や関連する事業については、保護者の就労や核家族化の進行によりニーズも増加し、より充実したサービスが求められているものと考えております。本日の内容以外にも、子供会育成会や社会福祉協議会において、児童の健全育成のための事業を行っていただいております。

最初に、放課後児童クラブについては、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生の児童を対象に、放課後や夏休みの際に児童が安心して過ごせる生活の場として、児童の健全育成を図ることを目的に運営しております。運営場所につきましては、ふれあい児童館と、本年度、利用希望児童数の増加により、トレーニングセンターの施設を利用して、平日の午後7時までと、土曜日学校休業日に10数名の支援員により運営を行っております。

平日の平均利用人数は児童館で100人ぐらいトレセンで30人程度の児童が利用をいただいております。児童の登録状況につきましては、本年11月現在158名となっております。利用登録割合では1年生の7割程度の児童が利用し、児童数は年々増加しております。

受け入れ児童定員数については、児童クラブを運営する基準の施設の面積要件は満たしておりますが、大勢の児童の受け入れを行っているため、全ての子供たちに合った適切な支援ができていのかどうかは、職員の中でも試行錯誤しながら日々の支援を行っております。他の自治体では待機児童が発生しているケースもありますので、そのようなことがないように、計画的な運営に努めております。

今後の運営課題といたしましては、山形小学校の児童の約36%が放課後児童クラブを利用しております。小学校や教育委員会ともさらに連携を強化いたしまして、適切な支援ができるよう取り組んでまいります。出生数は年々減少傾向にありますが利用希望児童数は年々増加傾向にあることから、施設の整備や支援体制の充実を図ってまいります。また、放課後児童クラブ以外の子供の居場所の充実が求められていると保護者の方のお話の中からも、感じているところでございます。

二つ目の放課後等デイサービスについてご説明いたします。

この事業は、小中高の学校に在籍し、集団生活やコミュニケーションが苦手、発達に心配のある児童を対象に、専門スタッフがお子さんの自立に向けた支援を行っております。村内では、社会福祉協議会が運営しております障害児通所支援事業所すばるがあります。村外にも同類のたくさんの事業者がございます。見学も随時可能ですので、もしそういうご利用希望のある皆様につきましては、子育て支援課までご相談いただきたいと思います。

小林教育政策課長

改めましてこんにちは。教育政策課長の小林好子と申します。よろしくお願いたします。私からは、教育政策課関係の事業についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料は28ページからになります。まず一つ目の取り組みですが、山形小学校は地域とともにある学校を目指して、コミュニティスクールを始めて7年目になります。

地域の皆さんにご協力いただいて、山形村学校支援地域本部の活動として、山形っ子タイムを行っています。

これは4月から10月の毎週水曜日の放課後に行っている事業で、1年生から4年生は午後20分から3時55分まで、5、6年生は午後3時30分から3時55分までの時間で、児童が学校へ残って遊んだり、学習したりできる場所を学校内に設定して、その活動を地域のボランティアの皆さんで見守っています。

令和3年度の実施回数は全部で12回、延べ参加人数は1058名、支援者延べ人数は114名でした。1回200名を超える児童が山形っ子タイムを利用している日もあります。子供たちにも大変好評です。

29ページの写真は、図書館を使つての学習や体育館での遊びを見守ってくださっている様子、また帰りの様子です。

次に資料の30ページになります。こちらの取り組みは、山形未来塾です。これは小学4年生から中学生までを範囲として、興味関心を持って主体的に学習に取り組む学びの姿勢を養うため、信州大学と連携して行っている事業で、令和3年度から始めたものです。

現在の登録は小学生27名、中学生23名ですが、いつからでも参加できます。毎月2回、土曜日に開催し、児童生徒が興味のあることや学習に取り組んでいます。最近は大学生とも馴染んできており、様々な質問をしたり、一緒に取り組んでいる姿がうかがえます。

資料の32ページになりますが、この写真は、安全な学校給食を守る会未来塾部会の皆さんが、この未来塾のために地場産品を使った昼食を用意して下さり、子供100円、大人300円で提供しています。季節の食材を使った昼食は子供たちにも好評です。

提供された食事やそれを食べている子供たちの様子を写真にしてあります。

33ページをご覧ください。

3番目ですが、チャレンジ講座になります。この事業も令和3年度から始めたものですが、公民館講座とは別に、子供も大人も一緒に参加することによって、世代間交流を狙いとして始めたものです。飛行機作りやオルゴール作りなど盛況で、大人の手を借りながら、子供たちが作品の製作に夢中になっており、これからも続けていきたい事業です。

34ページの写真はそれぞれの講座での様子です。今後はもっと大人に大勢参加いただきたいことや、どんな講座が求められているかのニーズの把握が課題となっています。

4番目の取り組みは、トレーニングセンター内にある図書館や学習コーナーをご紹介します。資料は35ページになります。村の図書館は10周年を迎え、利用者も年々増えていきますし、蔵書も3万5000冊を超えました。多くの方にご利用いただいておりますが、この図書館では中学生がテスト勉強や日頃の学習に利用しています。また、子供たちの利用も多くあり、誰でも使えるみんなの図書館という位置づけができています。

また、1階ロビー付近や図書館前などにテーブルと椅子が置いてあり、誰でも利用できる学習コーナーとしています。おやつ持参で勉強したり、ゲームをしたり、おしゃべりするなど、居心地の良い場所になっているようです。これからも子供たちが安心して過ごせる場所を提供できるよう整えていきたいと思っております。

以上で、放課後児童の居場所作りについての説明を終わります。

堤子育て支援課長

続きまして子育て支援の充実について、村で行っております子育て支援に係る取り組みについてご説明いたします。今年度、村民の皆さんにご協力いただきました総合計画策定に係るアンケート調査でも、村の子育て支援の満足度において高い評価をいただいているとともに今後も重要な政策として村民の皆さんの関心が高いことがうかがえました。

村では、妊娠期から18歳まで切れ目ない支援を行うよう取り組んでいます。本日は、村の子育て支援に関わる制度について、母子手帳交付の際にお渡ししております子育てに関する支援や行政サービス相談窓口などの情報が掲載されています子育てガイドブックに基づいて説明いたします。

村の子育て支援体制としましては、子育て支援センターすくすくを村の子育て支援拠点と位置づけ、子育て世代の皆さんの相談支援を、保健福祉課、教育政策課、住民課などの担当課、児童相談所等の関係機関と連携をとりながら行っております。

令和2年度には1200件ほどの子育てに関する相談が、子育て支援課に寄せられ、担当の職員が対応させていただきました。子育て期の段階に応じて、妊婦相談、新生児訪問検診などを実施しております。

8ページになります。お出かけ施設、交流の場ということで、子育て中の保護者が、仲間作りや、気軽に相談できる場として、子育て支援センターすくすくとふれあい児童館を運営しております。

すぜひご利用いただきたいと思います。なおすくすくにつきましては、このような感染症対策のため、開館時間を短縮して運営しておりますので、何卒ご理解ください。

9から10ページ、保育園の関係になります。村には公立の山形保育園と私立認可保育園のやまのこ保育園があります。家庭で保育ができない児童の保育を行っております。現在山形保育園が220名ほど、やまのこ保育園が54名ほどの園児を預かりをさせていただいております。また保育園を利用していない児童を一時的に預かる一時預かり保育もそれぞれの保育園で実施しています。

現在3歳未満児の保育希望が年々増加しております。今後も、待機児童が出ないように計画的に保育士の確保や保育園の環境整備を進め、保護者の方が安心して就労、子育てができる環境整備を行ってまいります。

また園児の食育や安全な給食を提供するために、安全な学校給食を守る会の皆さんが、ほぼ毎日新鮮な村の野菜を保育園、小学校、中学校に提供していただいております。この場を借りてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

続いて11ページになります。この子育て支援に関する預かりサービスの主なものについてご説明いたします。病気の回復期にある小学6年生までの児童の保育を行う病後児保育事業、養育が一時的に困難な児童預かりする子育て支援、ショートステイがあります。

ファミリーサポートセンターは、協力会員、依頼会員の相互協力により児童を預かりするサービスです。現在、子供を預かっていただく協力会員が不足しております。総合計画策定のアンケートでも、12%程度の方が子供を預かる手助けができるとの回答をいただいております。制度をより皆様にご理解いただけるように周知を行ってまいります。随時会員を募集しておりますので興味のある方はぜひ子育て支援課までお問い合わせをいただきたいと思います。

来年度以降を検討している新しいサービスといたしまして、病児保育の実施を検討しております。近隣の市に勤務する方は、勤務地の市が運営している病児保育を利用できますが、今後は保護者の勤務地に関係なく利用できるよう、関係機関と検討を進めてまいります。

続いて障害のあるお子さんへの支援ということで、障害をお持ちのお子さんへの支援といたしましては、様々な障害に応じた福祉サービスの提供や各種手当の支給を行っております。詳しくは各担当課へお問い合わせをいただきたいと思います。

続いて村で行っております経済的な支援ということで15ページから17ページになります。子育て支援の経済的な支援といたしまして、児童手当や医療費助成、就学に関する援助をそれぞれの基準に基づいて実施しております。村独自の取り組みといたしましては、令和2年度にコロナ感染症対策として臨時給付金を、18歳未満のお子さんに支給いたしました。その他、中学3年生までのお子さんへのインフルエンザ予防接種費用の補助、私立高校に通学する生徒への助成、子供の医療費助成を18歳まで対象年齢を拡大して実施するなどの取り組みを行っております。

また、コロナ感染症などの影響により収入が減り、生活にお困りのご家庭につきましては、いちの里にございます、村社会福祉協議会や生活就労支援センターまいさぼ東筑が随時ご相談にのっていただいておりますので、悩まずにぜひご相談いただければと思います。

19ページ、児童虐待防止の関係になります。厚生労働省では、11月を児童虐待防止推進月間と定め、家庭や学校地域等において、児童虐待問題に対する関心を高めてもらうために、期間中に児童虐待防止の広報や啓発活動を実施しております。村でもこの推進月間に合わせまして啓発活動を行っております。山形村でも、重大な事案には発展していませんが、虐待事案として対応している事案もございます。

また、2020年4月の児童福祉法の改正により子供への体罰が法律で禁止となりました。未だにしてしつけと称して体罰を行う保護者も少なからずいるとのアンケート結果もございます。体罰と児童虐待を一体的なものとの考え方に基つきまして、子育て支援課といたしましては、子育てに大変さを感じている保護者への支援を強化して対応してまいります。また、保育士、児童館の支援員についても、このことを周知して適切な対応をするよう指導してまいります。

19ページは村の医療機関の関係のご案内になります。総合計画のアンケートでも、医療の充実が最も重要とのアンケート結果がございました。村内の一部の医療機関では、小児科医が診察する日を設けていただいております。今後、医療機関とも連携しながら、子育て支援の充実を図ってまいります。

最後に20ページになりますが、村の各種相談窓口の一覧表になりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上子育て支援に関するご説明を終わります。

藤沢企画振興課長

一方的にご説明をさせていただきましたけれども、テーマの一つ目二つ目の説明を終了しましたここからは質疑とさせていただきたいと思いますが、質疑のある方については、発言の前にお住まいの地区とお名前をいただければありがたいと思っております。なお Zoom で参加されている皆さんには、画面上に手を上げるというボタンが出ると思います。そちらを押していただければこちらから指名をさせていただきますので、お願いをいたします。

それでは初めにテーマの一つ目環境対策についての質疑をしたいと思いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね、環境の関係、環境基本計画、それから野焼き、風食の関係、野良猫への関係、説明をさせていただきましたけれども、よろしいでしょうか？

小坂 上条氏

小坂中原町の上条八郎です。この野焼きですけれども、現に苦情は役場の方へは来ているんでしょうか？確かにちょっと突拍子もない話ですが、スカイランド清水平成7年7月7日のオープンのときに、これからはお客は空から来るって大見得を切っていたんですが、実際に今の時期、松本空港を降りる飛行機に乗っててみると、日にはよりますけれども明日雨ってような時では、それこそ、弥生時代の野原じゃないかと思うような、あちこちから煙が上がってて、とてもじゃないけど、豊かな村には見えません、はっきり言って。それはまた農村風景で良いという人もいないわけじゃないでしょうけれども、決して見てくれの良いものではないと、常々思っていたわけです。

それでこれ野焼きを農林業の場合、生産物残渣ということで一応許されているんだと思いますけれども、なかなか日を決めてとか時間を決めてとかって言っても、難しい。大体雨の前にどうしても燃やしたがるんで、特にこれを禁じたら、大変なのは長いもの生産者だと思います。ネットに絡まったものを全部切って、運び出して島内の所まで持っていくとなったら大変なことになるし。

私も緑化木を生産してるものですから、考えてみれば、植物だけについて言えば、CO2を食べてO2を出すと、それを燃やした場合には、確かにCO2は出るけれども、今までO2を出したに対して出すんだから、プラスマイナス0になるはずなんですね。それにプラスチックだとかそういうものが入ってれば、確かに有害なガスが出るとかいろいろ問題にはなるでしょうけれども、現実問題として、山形の農業で野焼きを全く禁じられたら農業できなくなると言うんですよね。

例えば今ナイロンとかビニールとかネットを、**漁網みたいな、漁網のふるみたいな**、ああいものに変わるとかその程度のことは、要するに有害ガスを出さないとか、そういう風なことぐらいはできるでしょうけれども。現実的にこれに対して苦情、特に長いものつる燃やすあれに対して苦情をみたいなのは出てますか。来ていますか。

中川住民課長

まさしくこのシーズンが、今最盛期でありますので、毎年この時期にはやはり数件、電話をいただきます。上条さんが言われたようにどうしても煙がたくさん出るものですから野焼き自体をやはり問題じゃないかっていうご意見と、それによって体調を崩される方がいるというようなこともあって、個人的にぜひ自重していただきたいというような要望も含めて、（苦情を）いただくというのが実際のところなんです。それは決して1件2件ではなくて、10数件までは行きませんが、やはり数件10件近いような連絡をいただくっていうのが、だいたい毎年同じぐらいのご意見をいただくかなというふうに思います。

おっしゃる通りこれまでもう何十年っていう生産活動を、山形村の栽培形態の中で一つのサイクルの中に組み込まれた焼却っていうのも作業でありますので、おっしゃる通り、あるいは全く駄目だからと言ってここでパタッとやめちゃうっていうことは現実的に物理的にも無理な話だと思います。であれば、さっきやむを得ないその上でやむを得ないという風に申しあげましたけども、地域

によってそれは事情が全部違うと思っていて、そのやむを得ないっていう部分をどういう風に考えるかっていうことだと思うんですけど、今ここの農業のこの形態で言うと、やめてしまうことはできないっていうことに、やむを得ないっていうところ当てはめているんだらうというふうに思います。植物だけのことを言えば、プラマイゼロってさっきお話ありましたけども、そうなれば問題は石油由来のネットということになるわけですけども、これもやはりあのやむを得ない中で環境負荷の少ない焼き方どうかっていったらやっぱりカリカリに乾いたときに、短時間で一気に燃やしてしまうだとか、極力好天の日、あるいは高温のときを狙って燃やすというのが今の生産者への指導ということになっていると思います。

一方、そもそも石油由来のものを外していこうというすぐにはないけども、段階的に徐々に徐々にそういう改善をしていこうという動きも当然あるわけでありまして、上条さんも詳しいかと思えますけど、今は生分解性のもを使ってくれとかいうような指導もありますが、ただそれはもうコストがもう全然違う話になってくるわけで、現実的にじゃあそれが生産ラインに乗ってくるかあったらなかなか難しいってのもあるんですが、県内の試験場ではですねそれに代わる素材のもので、ナイロンではないものを研究しているっていう動きもあるようでして、そういった情報も少しいただきながら今後のことについて検討している、というようなそういった現状もございます。

山形だけでなくこれは他の産地も同じことだと思いますが、特に山形の場合はこの狭いところでもってこれだけの産地を作っているっていう事情があるものですから、どうしても休ませるだとか時間をかけて土に戻すっていうことができないっていうのがもう一番の弱みというか、頭の痛いところでもありますので、生産物を作る反面、環境に優しい農業をやっていくっていうことを抱き合わせでもってできることを皆さんにもこれから一緒に呼びかけてまいりたいと思いますし、技術的な部分としては、さっき言ったを環境負荷の少ないものを導入していくっていうところが当面の対策になろうかというふうに思います。

小坂 上条氏

これは大きく考えると、農業地帯の中にそういう住宅が点在するようになった今日的な課題でもあると思うんです。例えば堆肥の臭いとか、ロータリーかけたときに舗装道路へ出てそのまま突っ走ってくと、特に雨上がりにロータリーをかけると、建設業者だったら、そんな道路を竹箒で掃きもしないでほっとけば、指名停止になるんですよね。こういう共生の時代なんだから俺たちは先住民だなんて言って威張ってないで、やっぱりその辺は、良識を持って、そしてとにかくこの地域のことを考えて、決して私は自慢で言うじゃないですけども、うちもバックホーを使ったりトラクターを使ったり、結構そういう大きい機械ものしおろして道路にも土出すもんですから、全部必ず竹箒ではいていますけれども、ちょっと見るに見かねて注意したこともあるんですが、堆肥を勢いよく撒いて、そのままもうタイヤに堆肥がいっぱい付いたままでもって、舗装道路、農免道路です

けどね、農免に出て、そのまま100メートル堆肥を撒き散らしながら走っていくことがあったもんで、すから、何もこっちへ出なくたって、砂利道の方へ出たっていいし、それもうまたね、一度やって二度また道路へ出かかったこととかをちょっといい加減にしろよって言って注意したことがあるんですけども。

こんなことを言うと叱られるかも知れませんが、五、六十代ぐらいの、ちょうど中堅の農業者が、俺たちはとにかく農業守っているんだみたいな、ちょっと驕った気持ちというか、そういうのを感じられる時が間々あるんですが、やっぱりその辺は、こういうかつてとは違う混住化社会というか、共生の時代なんだから、やっぱりお互いに気持ちよく過ごすためには、自分はどうしたらいいかっていうことぐらい、要するに常識的なことでいいんですがね、考えて行動すると、そりゃあ村で言うことじゃないかもしれないですけども、そう感じます。

本庄村長

上条さんのご意見、現状といいますか全くおっしゃる通りだと思います。山形村はこういった地理的な、松本に近いところもあってベッドタウン化して、東筑摩郡の中でも人口流入ということもあって、非農家と非農家の皆さんもやっぱりかなり増えてきているという、そういった混住化の中で、村でも人口を増加するというのを歓迎してきたという、そういった行政施策の上でも、人口増対策というようなことを歓迎してきたということもありますので、農家の皆さんの率直な話を伺いますと、例えば工場であったり住宅団地の導入には反対だというのが皆さんやっぱり（意見が）あります。それは農家の皆さんのやりやすさというか、農業しやすさということを考えますと、純粋な農業地帯の方がやっぱり農業という産業というんですかね、そういうものをやる上では適した場所だと山形村そういう点からいくと、農業をするにはあまり適さない場所になりつつあると。一つの例としてよく言われるのは、畜産とか酪農ですけども、ある地区でその人里離れたところで酪農畜産を始めました。その後そこがだんだん開発されて、周りから苦情が出るようになってまた移動しました。でまたしばらくしたらまた移動したと。そういった例も全国にはあるようで戦後の高度成長期から酪農の場所が2回変わりました、っていうところも実際にあるということのようです。

山形も農業の皆さんにしてみれば、良くて悪くてもここで農業をやっていく以上は、非農家が増えて混住化のこういった村でありますので、その非農家の皆さんとどう折り合いをつけていくかということをこれから農業を持続させていくためには考えていかなければいけないと。

先ほど上条さんが60代の皆さんというのはそういう例として、そういうご指摘があったんですけども、60歳代の皆さんは後20年30年くらいというところだとしますと、やっぱり若い皆さんまだこれから30年40年先を考えなければいけない、ということだと思いますそう考えたときに、このままの、今のようやり方で果たして非農家の皆さんが納得してくれるかどうか、これはかなりこれからの重大な課題だというのはやっぱり捉えてもらわなければいけない。風食の問題もそうですけど

も、今はいいけども、ということだと思います。今は何とかまだ我慢していただいて、それについて答えがすぐあるわけじゃないものですから、どうこうということではないんですけど、やっぱり一時的には農家の農業をしている皆さんが自分のこととしてどれだけ真剣に考えていただけるか、行政の立場としては、それについてはいろんな情報であったり、支援できるところは支援をしていくと、そういった立場だと思いますので、これからの山形村ということを考えますと、大きな行政課題になってくるというふうに考えております。

小坂 上条氏

農家の立場から言えば、野焼きの問題ですね。年中燃やしてるわけじゃないし、秋のこの一時、これだけ長いもの畑なら、これ2時間ばかり燃やしておけば終わることで、ちっとばかり我慢してくれやとか、そのぐらい気持ちでもって、受ける側もね。

私の代になってこういうことを言うのであればですけども、公共用で買収されたのが何箇所かあるんですが、そういうときに周りの人たちが反対だったりすると、要するに農家ってのは、言ってみりゃ地主なんだから、もうちょっとおおらかな気持ちを持たないかと。今まで先輩諸氏に、道路にしても何にしても、永田兵太郎さんとかそれは大地主だったかもしれないけれども、それにしてもみんな寄付したりして、山形の小川にかかっている石の橋はみんなでできたとかね、学校もとかそういうことを聞けば、やっぱり諸先輩がそういうふうにしてね、おおらかな気持ちで持ってやってきた、それに見習って、みんな地主なんだからさ、農家ってのは。その辺のところはもうちょっと地域が良くなる一時的には自分が手放さなきゃいけないとかだってそうやってただで仕上げるわけじゃあるまいし、結局は地域が良くなる地域が良くなれば、嫁さんももらいやすくなると思う息子のね、そういうふうを考えてしないかって言って、説得したことがあるんですけども。問題ごとにギスギスあれするんじゃないかと、そのぐらいならまあまあってそのぐらいな気持ちでお互いにいればね、穏やかなというか、まあいいさと、そんなぐらいに村としても指導するとすれば、あまり理詰めじゃなくて、諸先輩が築いてきて、そしてこういう良い村になったんだから、多少のことはお互いに我慢しろやと。そういうふうな雰囲気になってくればね、いいじゃないかと思います。ちょっと脱線してすみませんが。

藤沢企画振興課長

ありがとうございます。今環境問題のことで質疑をいただいておりますけども、もう子育ての方も含めて農業問題も含めて両方で、それからあと、本日が役場の全課長出席しておりますので、全くテーマと沿わない内容でも結構です。お答えはできるものと考えておりますので、もしあればお願いしたいと思いますけれども。よろしいですかね。

今年初めてこのような情報、Zoom それからトレセンでの拠点集中型の村作り懇談会というような形をとらせていただきましたけれども、先日行った1回目に合わせて今回も含めて反省点を精査した上で来年以降のことも考えたいというふうに考えております。

それから本日いただいた意見、それから本日の議事録については、整理し次第村のホームページの方で皆さんに見ていただけるような形をとりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ちなみに先日の11月24日分のものについては既にホームページの方に上げてありますのでまた参考までにご覧いただければありがたいと思います。

それではご今回このような形でしたがこの会を閉じさせていただきます。閉会を山形村教育長の根橋範男より申し上げます。

根橋教育長

それでは以上で2021山形村村作り懇談会を終了といたします。

大変ありがとうございました。

藤沢企画振興課長

受付でアンケートの協力をお願いしてるかと思えますよろしかったらぜひアンケート書いていただいてその場に置いていただければ結構でございますので、お願いいたします。Zoom で参加いただいた皆さんにはアンケートの方を映像というボタンがあると思えますので、そちらからアンケートに協力いただければありがたいと思えますよろしく願いいたします。本日はお疲れ様でした。